

物品調達等の入札結果等に係る情報の公表に関する事務取扱要領

平成16年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、防府市が発注する物品調達等に係る入札結果等（以下「入札結果等」という。）を公表することにより、入札・契約手続のより一層の透明性を確保することを目的とする。

(公表の対象)

第2条 入札結果等の公表対象となるものは、契約課が入札の執行をするもののうち、次の各号に該当するものとする。

- (1) 物品の購入
- (2) 業務委託
- (3) 印刷物

(公表する事項)

第3条 公表する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 入札執行日
- (2) 件名
- (3) 入札参加者名（入札辞退者名を含む。）
- (4) 落札者決定に至るまでの全入札者の入札価格
- (5) 落札金額
- (6) 落札者名
- (7) 発注課

(公表の方法)

第4条 入札結果等の公表は、防府市ホームページ並びに契約課において閲覧に供する。

(公表の時期)

第5条 入札結果等の公表時期は、契約締結後すみやかに公表するものとする。ただし、議会の議決に付すべき契約については、議決後本契約として効力が生じた日以降すみやかに公表するものとする。

(公表の期間)

第6条 入札結果等の公表期間は、その属する年度の翌年度末日までとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。